

# 令和7年度 みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金 申請の手引き

---

## 受付期間

第1弾：7月1日（火）～8月29日（金）

第2弾：9月1日（月）～10月31日（金）

### 【問合せ】

宮代町 教育推進課 生涯学習・スポーツ振興担当

〒345-8504 宮代町笠原1-4-1

電話 0480-34-1111

メール [gakusyu@town.miyashiro.saitama.jp](mailto:gakusyu@town.miyashiro.saitama.jp)

宮代町では、地域の文化芸術の創造や発展につなげるとともに、気軽に文化芸術の楽しさや感動、喜びを共有できる場を創出することを目的に、みやしろ芸術祭の開催に賛同する文化芸術事業を行なう個人や団体が自ら実施する事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、その活動を支援します。

## 1 対象となる事業

対象事業は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 原則として、町民を対象に町内で実施されるものであること
- (2) 文化芸術基本法（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化又は国民的娯楽をいう）に関する事業であること
- (3) 団体等が自ら主催する事業であること
- (4) 事業の準備を含め、団体等が自ら会場の確保や設営、事業の運営を行なうものであること
- (5) みやしろ芸術祭の開催期間中の事業であること
- (6) みやしろ芸術祭パートナーシップ補助金交付要綱第2条第3項の各号に該当しないものであること

## 2 対象となる団体等

補助の対象となる団体等は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされると認められるもの
- (2) 事業の実績がある又は事業を完遂できると認められるもの
- (3) 特定の政治・宗教活動を目的とする団体ではないこと

## 3 対象となる事業の期間

みやしろ芸術祭の開催期間とする11月1日～30日までの間に実施される事業が補助の対象となります。

※既に事業が完了している場合や採択される前に実施している事業は対象となりません。

## 4 支援内容

### (1) 補助対象経費

補助の対象となる経費は、**事業実施に直接必要となる経費**です。

補助の対象となる経費の例は、次の表のとおりです。ご不明な点などについては、事前にお問合せください。

項目	補助対象経費	補助対象外経費
需用費	プログラム・ポスター等の印刷製本費、ワークショップや作品等制作にかかる材料費、事務用品等の消耗品	飲食費、通常の活動に伴う事務用品、使途の確定が困難な経費（ガソリン代、タクシー料金、駐車場料金等）
報償費	出演者、出品者への謝礼、事業の運営スタッフへの謝礼	補助金の交付を受ける団体等の構成員に対して支払うもの
使用料及び賃借料	会場使用料、附属設備使用料、会場の音響・照明操作サポート料	日常の練習にかかる会場費、団体の事務所等を維持するための経費

※領収書などにより支払ったことが確認できない経費は、補助の対象経費にはなりません。

※領収書などの宛名は、必ず補助金申請者名（個人の場合は個人名、団体の場合は、団体名）にしてください。それ以外は補助金の対象とはなりません。

### (2) 補助金の額

補助率は、補助対象経費の項目に応じて下表に定めるとおりとします。

補助金の額は、5万円を上限とし（千円未満は切り捨て）、同一団体等に対する補助金の交付は、同一年度内において原則1回に限るものとします。

なお、申請をすれば必ず採択されるものではありません。

補助率	需用費	補助対象経費の2分の1以内
	報償費	補助対象経費の10分の10以内
	使用料及び賃借料	補助対象経費の10分の10以内
補助上限額	5万円	

## 5 申請方法

<p>期間</p>	<p>第1弾：7月1日（火）～8月29日（金）          第2弾：9月1日（月）～10月31日（金）          ※みやしろ芸術祭パンフレットへの事業掲載を希望する場合は、8月29日（金）までに申請書を提出してください。以降の申請については、パンフレットへの掲載ができない場合があります。  <u>※本制度は先着順で、予算がなくなり次第終了となります。</u></p>
<p>必要書類</p>	<p>①申請書（様式第1号）          ②事業計画書（申請別紙1）          ③収支予算書（申請別紙2）          ④団体概要書（申請別紙3）          ⑤その他参考となる資料（任意）          例）過去に行なった公演等の活動実績がある場合は、チラシ、プログラム、新聞記事等も併せて提出してください（任意）。</p>
<p>提出方法</p>	<p>宮代町役場2階 教育推進課 生涯学習・スポーツ振興担当（18番窓口）まで、持参または郵送（消印有効）にて上記書類を提出してください。          ◆窓口受付時間は平日8時30分～17時15分までとなります。          ◆提出期限を過ぎての受付はできません。          ◆電子データ等の提供をお願いする場合があります。</p>
<p>その他</p>	<p>◆申請に必要な書類の作成にかかる費用は、申請者の負担となります。          ◆提出いただいた書類は返却いたしませんので、必要な場合はあらかじめコピー等をとっておいてください。          ◆必要書類⑤の資料については必要に応じて返却いたします。</p>

## 6 審査の基準

申請のあった事業は、次の視点に基づき審査し、予算の範囲内で補助金を交付します。

項目	視点
公益性	・ <u>広く町民に開かれた事業</u> であるとともに、事業の効果が広く波及し、宮代町の文化芸術の振興に寄与するものであるか。 ※特定の個人や団体の利益活動、親睦活動ではない。 ・ 文化芸術の楽しさや感動、喜びを共有できる場を提供するものであるか。
実現性	・ <u>事業の目標、内容が十分明確（具体的）</u> となっているか ・ <u>事業の計画性（実施方法・スケジュール）</u> が認められるか。 ・ <u>事業収支計画の積算に整合性と妥当性が認められるか。</u>
新規性・その他	・ 新規事業又は補助金の活用によりこれまで継続してきた事業をさらに発展させるものになっているか。 ・ 独創性・先進性を備えているか。 ・ その他特筆される内容を備えているか。

## 7 交付決定を受けた団体等に行なっていたこと

- (1) 交付決定通知書が届きましたら補助金交付請求書(様式第4号)を提出してください。  
指定された口座に交付決定額を振り込みます。  
なお、この時点では補助金額は確定していません。事業終了後に補助金額を確定させ精算します。その際に状況に応じて返還金が生じる場合があります。
- (2) 事業の実施にあたっては、実績報告時の参考資料となる写真の撮影や来場者への聞き取り、アンケートなどを実施し、その結果を実績報告書に添付して提出してください。
- (3) 補助を受けた事業のポスター、チラシ、プログラム、ホームページ、各紙記事などに「みやしろ芸術祭パートナーシップ事業」であることを記載してください。

## 8 事業を完了したあとは

事業終了後30日以内に、以下の書類を提出してください。

提出方法などは「5 申請方法」に同じです。

- ①実績報告書(様式第9号)
- ②事業結果報告書(実績報告別紙1)
- ③収支決算書(実績報告別紙2)
- ④領収書又は支払いを証する書類の写し(補助対象経費のみ)
- ⑤事業の実施状況がわかる写真